

「八潮市産業経済振興基本計画」の改定について

1. 本計画の沿革と現状

平成 17 年に、八潮市産業経済振興条例が制定され、当該条例第 4 条第 1 項に「基本的な施策を円滑に推進するための基本計画を策定すること」と規定されていることから、平成 18 年 9 月に「八潮市産業経済振興基本計画 第 1 次前期計画」を策定した。

その後、令和 3 年 3 月に改定した「同計画 第 2 次後期計画」に基づき計画を推進しているが、産業（農業並びに工業及び商業）の振興に関するものと、産業関連施策（環境、都市基盤、教育等）も含まれ内容が多岐にわたり、計画が一般化する傾向にある。

一方、農業に係る計画については、平成 27 年 4 月 22 日に施行された「都市農業振興基本法」に先立ち平成 26 年 3 月に「八潮市都市農業振興基本計画」を策定し、各種施策を進めている。

現在は、平成 31 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「第 2 次八潮市都市農業振興基本計画」と令和 3 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「八潮市産業経済振興基本計画 第 2 次後期計画」が併存している状況である。

2. 対応

今後、本計画の策定並びに改定にあたっては、産業関連施策（環境、都市基盤、教育等）については、既に個別計画があることから、当該計画では、それら個別計画との関連性を示しながら、個別計画に委ねることとし、本計画の内容については、農業、商業、工業及び観光に直接関係するものに特化して整理したいと考えている。

併せて、本計画を商業・工業編（観光を含む）と農業編とに分け、農業編を「八潮市都市農業振興基本計画」として整理することとしたい。

【参考：八潮市産業経済振興基本計画 構成案】

